

# 京丹波町 耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目標

京丹波町建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、京丹波町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、京都府住宅・建築物安全ストック形成等整備計画(防災・安全)(第2期計画)に基づき策定する。

## 3 取組内容・目標・実績

計画	平成31年度取組内容	平成31年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <p>①住宅の耐震診断士派遣事業を実施。</p> <p>②住宅の耐震改修費に対する補助事業を実施。</p> <p>【普及啓発等】</p> <p>①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度は、丹波地区を中心に耐震改修に関するパンフレットの送付やDMの送付を実施する。(平成37年度までに全戸実施予定)</li> </ul> <p>②耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果報告時、改修補助制度の説明等により、耐震改修を促す。</li> <li>・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して電話等による耐震改修促進を実施。</li> </ul> <p>③改修事業者の技術向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府の実施する改修事業者の技術力の向上に係る取組と連携し、推進を図る。</li> <li>・京都府で作成した耐震改修事業者リストを町ホームページにリンクし公表する。</li> </ul> <p>④町民への周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙にて耐震改修補助制度等の内容を周知する。</li> <li>・住民を対象とした説明会・セミナー等を年1回以上実施する。</li> <li>・リーフレットにより制度概要等の周知を実施</li> </ul>	<p>木造住宅に対する耐震化補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断士派遣業務 4件</li> <li>・耐震改修事業費補助 1件</li> <li>・簡易耐震改修事業費補助 1件</li> <li>・耐震シェルター設置事業費補助 1件</li> </ul> <p>前年度までの実績</p> <p>木造住宅に対する耐震化補助</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断士派遣業務 4件</li> <li>・耐震改修事業費補助 1件</li> <li>・簡易耐震改修事業費補助 1件</li> <li>・耐震シェルター設置事業費補助 0件</li> </ul> <p>【平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断士派遣業務 5件</li> <li>・耐震改修事業費補助 2件</li> <li>・簡易耐震改修事業費補助 1件</li> <li>・耐震シェルター設置事業費補助 0件</li> </ul> <p>【平成29年度までの累積】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断士派遣業務 44件</li> <li>・耐震改修事業費補助 9件</li> <li>・簡易耐震改修事業費補助 3件</li> <li>・耐震シェルター設置事業費補助 0件</li> </ul>
自己評価	<p>前年度(平成30年)の取組実績</p> <p>広報紙や町ホームページ及び各公共機関窓口へのパンフレット等の配架により、制度の周知を図った。</p> <p>また、移住者等の担当課に情報提供することで、制度の周知・連携を図った。</p>	<p>前年度(平成30年度)の課題</p> <p>耐震診断事業を実施後に耐震改修へと繋がっていないことが多くみられる。</p> <p>今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p> <p>改善策</p> <p>診断事業実施者への改修制度の丁寧な説明を実施する。</p> <p>自治会長を通じて、周知チラシの配付・説明会の開催など、引き続き耐震改修の補助制度を積極的にPRする。</p>